

重要事項説明書

1. やまゆりホームが提供するサービスについての相談窓口

担当者 : 生活相談員

電 話 : 045-583-1833 (平日 10:00~17:00)

2. ご利用施設の概要

1) 施設の種類 : 指定介護老人福祉施設・平成12年4月1日指定
(神奈川県 1470100056号)

2) 施設の目的 : 老人福祉法第20条の5に定める特別養護老人ホームで、介護保険法86条に基づき指定された介護老人福祉施設です。
要介護3~5の認定を受けた方で、自宅での介護を受けることの出来ない高齢者が入所し、日常生活に必要なサービスを行うことを目的とした施設です。

3) 施設の名称 : 特別養護老人ホーム やまゆりホーム

4) 所在地 : 横浜市鶴見区獅子ヶ谷2丁目15番18号

5) 電話番号 : 045-583-1833

【17:45~翌8:45 090-9202-2354】

6) 管理者名 : 施設長 晝間 靖裕

7) 開設年月 : 昭和58年(1983年)1月1日

8) 入居定員 : 80名 (他 短期入所生活介護 10名)

3. 運営方針

『生活の場として平穏で楽しい生活が送れるように、
スタッフ一同奉仕の精神に徹します』

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定サービスを提供するスタッフとして、以下の職種のスタッフを配置しています。

1) 職員配置

職種	常勤換算	指定基準
施設長	1	1
介護職員	27	27
看護職員	4	4
生活相談員	2	1
介護支援専門員	1	1
機能訓練指導員	1	1
医師(嘱託医)	1	必要数
栄養士	1	1

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数(週37.5時間)で除した数です。

2) 主な職種の勤務体制

職 種	勤務体制
介 護 職 員	標準的な時間帯における最低配置人員 早 番 7 : 4 5 ~ 1 6 : 1 5 2名 中早番 8 : 0 0 ~ 1 6 : 3 0 3名 日 勤 9 : 0 0 ~ 1 7 : 3 0 2名 中遅番 1 0 : 0 0 ~ 1 8 : 3 0 2名 遅 番 1 1 : 0 0 ~ 1 9 : 3 0 4名 夜 勤 1 7 : 0 0 ~ 翌 9 : 3 0 4名
看 護 職 員	標準的な時間帯における最低配置人員 早 番 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 1名 日 勤 9 : 0 0 ~ 1 7 : 3 0 1名 遅 番 1 0 : 0 0 ~ 1 8 : 3 0 1名
生 活 相 談 員 介護支援専門員	日 勤 8 : 4 5 ~ 1 7 : 4 5 2名
医師（嘱託医）	毎週月曜日 午前
機能訓練指導員	看護職員が兼務

※土日は上記とは異なります。また、状況により変更があります。

5. 居室の概要

1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。ご入所される居室は多床室（4人部屋）となります。居室の場所は、ご契約者の身体上の状況等により事業者側で指定させていただきます。

居室・設備の種類	室数	備考
個 室	4	2階 ショートステイ用居室
二 人 部 屋	2	1階 ショートステイ用居室
四 人 部 屋	2 1	1階×7室（内1室ショートステイ用）、2階×14室
静 養 室	1	1階 医務室隣り
食 堂	3	1階×1、2階×2
機能訓練室	1	2階
医 務 室	1	1階
浴 室	3	地下1階 一般浴室×2（内1デイ利用）、機械浴室×1
調 理 室	1	地下1階

6. 当施設が提供するサービス

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

- ・利用料金が介護保険から給付されるサービス 『基準介護サービス』
 - ・利用料金の全額をご契約者にご負担いただくサービス 『基準外介護サービス』
- 利用料金については、別紙「利用料金表」をご参照ください。

1) 当施設が提供する『基準介護サービス』（契約書 第4条参照）

① 居 室

多床室（4人部屋）でのご利用となります。ご契約者及び他ご利用者の状況により居室を変更することがあります。

※居室変更：ご契約者及びご家族等から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定いたします。
また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者及びご家族等との協議の上、決定するものといたします。

② 食 事

当施設では、管理栄養士の立てる献立により、栄養並びにご契約者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供いたします。ご契約者の自立支援のため、離床し食堂にてお食事を召し上がっていただくことを原則としています。体調不良等においては、食事時間・場所を変更することが可能です。

食事時間	朝 食	8：00～ 8：30
	昼 食	12：00～13：00
	夕 食	18：00～19：00
食事形態	主 食	ペースト、カユ、ご飯
	副 食	ペースト、ソフト、極刻み、刻み、一口大、常食

③ 入 浴

週2回、入浴をしていただけます。

ただし、体調等によっては清拭対応となる場合があります。

入浴設備：一般浴、中間浴（リフト浴）、機械浴

④ 排 泄

排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤ 機能訓練（リハビリ）

ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の維持又はその減退を防止するため、生活の中で残存機能を活かすりハビリ（生活リハビリ）を行っています。

⑥ 健康管理

- ・ 日常の生活においては、嘱託医・看護職員が健康管理を行います。
- ・ 医療保険証類、お薬手帳、診察券等は医務室にて保管いたします。
- ・ 薬は基本的に嘱託医が処方し、看護職員が管理いたします。
- ・ 体調の変化及び不審が生じた場合は、病院受診を検討いたします。
- ・ 体調の急変時には、救急車を要請いたします。

この場合、スタッフ（主に看護職員）が同行いたしますが、搬送先病院が決まり次第ご家族等にもご連絡いたしますので、必ず搬送先病院にお越しいただきます。

※病院受診（定期通院・適宜通院等）は、施設スタッフ（主に看護職員）が付き添い対応をいたしますが、治療方針、病状説明等をご家族等に行うことを原則としている病院もあるため、通院が必要な場合には事前にご連絡いたしますので、ご同行のご協力をお願いいたします。

⑦ 施設サービス計画書（ケアプラン）の作成（契約書 第3条参照）

ご契約者の要介護認定期間に則って半年毎に、又は体調の変化等に応じて随時に施設サービス計画書作成のお話し合い（ケア会議）を行います。事前に介護支援専門員からご家族等へケア会議開催日程をご連絡いたしますので、ご可能である限りご出席いただきますようご協力をお願いいたします。

なお、要介護認定の更新事務手続きは当施設の介護支援専門員が行いますが、当施設に住所変更されていないご契約者については、更新後の新たな介護保険被保険者証がご自宅に届くので、当施設へ原本をご提出していただきます。

⑧ 看取り（契約書 第25条参照）

ご契約者及びご家族等のご希望により、やまゆりホームにて最期を迎える“看取り”を行うことが出来ます。嘱託医による状態説明及び看取り希望の確認後、“看取り介護同意書”にご署名いただきます。呼吸停止確認後、嘱託医により死亡診断を行います。

最期を迎えるまでの間も、無理のない範囲で日常生活を継続していただくよう、スタッフ一同支援をさせていただきます。

なお、延命を希望されている方、入院中の方、ご家族内で意思統一がなされていない方の看取りを行うことは出来ません。

⑨ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、体調に応じて出来る限り離床していただきます。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行います（パジャマ更衣）。
- ・清潔で快適な生活を送っていただくため、食後の口腔ケア、適切な整容を行うよう援助いたします。

2) 当施設が提供する『基準外介護サービス』（契約書 第5条参照、料金表参照）

① 特別な食事（出前等）

ご契約者のご希望に基づいて出前等による食事を実費にて提供いたします。

② 理美容サービス

月2回、理容師の出張理髪サービス（散髪・顔剃り）が来所いたします。ご希望の方は実費負担にてご利用いただけます。

③ 貴重品管理サービス

ご契約者又はご家族等のご希望により貴重品管理サービスをご利用いただけます。別途に同意書（預かり証）を取り交わします。

i) 管理する金銭の形態

施設の指定する金融機関に預け入れている預貯金と日常的に使用する小口現金（上限5万円まで）。

ii) 施設の指定する金融機関

当施設で金銭管理を行う場合は、「横浜信用金庫 駒岡支店」にて口座を開設させていただきます。

iii) お預かり出来るもの

預貯金通帳、金融機関届け出印、有価証券証、年金証書、小口現金、保険証類、貴金属、アクセサリー等

iv) 保管管理者：施設長（実務は事務担当者へ委譲）

v) 出納方法

預貯金の預け入れ及び引き出しが必要な場合は、備え付けの届出書を保管

管理者へ提出していただきます。保管管理者は、届け出の内容に従い預貯金の入出金を行います。保管管理者は入出金の都度に入出金記録を作成し、その写しを四半期毎にご契約者又はご家族等へ交付いたします。この取り扱いについては小口現金も含まれます。預貯金の入出金の受け付けについては週1回以内、小口現金については1日1回以内とし、生活相談員の勤務時間内（9：00～17：30）の取り扱いといたします。

④ 行事、クラブ活動他

ご希望により、クラブ活動や行事にご参加していただくことが出来ます。材料費等が発生する場合に実費をご負担いただきます。

年間行事予定

お正月、初詣、節分、お花見、端午の節句、盆踊り、夕涼み会、敬老式典、十五夜、運動会、もちつき大会、クリスマス会、誕生会（毎月）、外出企画等

クラブ活動

書道、カラオケ、映画、ハーモニカ 他

⑤ サービス提供記録の閲覧と複写物の交付（契約書 第8条第4項参照）

ご契約者及びご家族等は、サービス提供についての記録（介護・看護記録等）を閲覧することが出来ます。複写物の交付を希望される場合には実費をご負担いただきます。

なお、他のご契約者のプライバシーにかかわる記録等の閲覧・複写はお断りいたします。

⑥ 通院にかかわる送迎費用について（遠距離送迎）

入居以前の既往歴受診のため指定された医療機関への通院送迎する場合で、遠距離（鶴見区外への超過距離が対象）に及ぶ場合は、実費相当の送迎費をご負担いただきます。鶴見区内の通院送迎の場合の送迎費用のご負担はありません。

⑦ テレビについて

「個別テレビの利用に関する契約書」を交わすことで居室にて個々にテレビを設置しご覧いただくことが出来ます。ただし、同室者への配慮から必ずイヤホン等を使用していただきます。

3) 利用料金のお支払方法

前記1)『基準介護サービス』の料金は1ヵ月毎に計算し請求いたします。翌月の指定日に登録口座より自動引き落としいたします。

なお、1ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額といたします。

- ・金融機関からの自動引き落とし日：毎月27日
- ・ご利用できる金融機関：都市銀行、信用金庫、郵便局

前記2)『基準外介護サービス』の費用は、ご入居時にお小遣いとしてお預けいただく10,000円から使用させていただきます。残金が少なくなった時には、その旨の文書をお出しいたしますので、事務所に現金をお預けいただき、領収書を発行いたします。なお、処方薬の費用もここから支払わせていただきます。

4) ご入所中の医療の提供について

特別養護老人ホームは、医療施設ではなく福祉施設（生活施設）です。医療を必要とする場合は、下記嘱託医又は協力医療機関等において診療や入院治療を受けることが出来ます。但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療等を保証するものではなく、診療・入院治療等を義務付けるものでもありません。

① 協力医療機関

医療機関の名称	平和病院
所在地	横浜市鶴見区東寺尾中台 21-1
診療科	内科・外科・整形外科・皮膚科・泌尿器科 他

医療機関の名称	片山整形外科記念病院
所在地	横浜市鶴見区北寺尾 4-13-1
診療科	整形外科

医療機関の名称	生麦病院
所在地	横浜市鶴見区生麦 1-14-21
診療科	内科・外科・消化器科・整形外科

② 嘱託医（ご入所後の主治医）

医療機関の名称	つるみクローバークリニック（院長 関口先生）
所在地	横浜市鶴見区下末吉 6-3-25 クリニックセンター三ッ池公園 102
診療科	内科
来所日	毎週月曜日 午前

※お薬は嘱託医が処方いたしますが、内科以外のお薬については、専門医の受診をお願いする場合があります。定期通院についてご協力をお願いいたします。

③ 協力歯科医療機関

医療機関の名称	佐藤歯科医院（院長 佐藤先生）
所在地	横浜市鶴見区下野谷町 4-145-2
来所日	毎週火曜日 午前

④ その他定期往診来所の医療機関

医療機関の名称	佐藤眼科医院（院長 佐藤先生）
所在地	横浜市鶴見区北寺尾 1-4-14
診療科	眼科
来所日	毎月第1・3月曜日 午後

医療機関の名称	鶴見西井病院（院長 西井先生）
所在地	横浜市鶴見区北寺尾 3-3-1
診療科	精神科
来所日	毎月第2・4木曜日 午後

5) 事故発生時の対応方法

- ①ご契約者に対する当事業所の施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市区町村、ご契約者のご家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- ②ご契約者に対する当事業所の施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。但し、当事業所に故意・過失が認められない場合は、この限りではありません。なお、次の各項に該当する場合には、事業者は損害賠償を免れます（契約書 第14条参照）。
 - i) ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことが唯一の原因と判断される状況で損害が発生した場合。
 - ii) ご契約者の急激な体調の変化や不慮の事故等、事業者の実施した施設サービスによらない事由が唯一の原因と判断される状況で損害が発生した場合。
 - iii) ご契約者が、事業者若しくはサービス従事者の依頼に反して行った行為が唯一の原因と判断される状況で損害が発生した場合。
- ③当事業所は、万が一の事故の発生に備えて、損害保険に加入しています。

7. 施設ご利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設にご入所されているご契約者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

1) 物品の持ち込みについて

ご入所にあたり、他のご契約者にご迷惑のかかる物や、施設運営に支障をきたす物については持ち込みをお断りすることがあります。

2) ご面会（面会時間 10:00～11:30／13:30～16:00）

- ・感染症対策のため、お電話での事前予約にてご面会を受け付けています。前日までにご希望日時をご連絡いただきますが、午前・午後とも2組ずつのご案内となりますので、ご希望に添えないこともありますことご了承くださいます。ご来所時は、書面玄関にて手指消毒を行っていただき、事務所スタッフが検温を行い、面会票にご記入いただき面会室にご案内いたします。面会室では備え付けのサージカルマスクを着用していただきます。
- ・ご面会時間は15分です。ご面会できる人数は3名までとし、未就学児～大学生までの学生については、ご面会を控えていただきます。
- ・風邪症状の見られる方、泥酔状態の方等のご面会はお断りいたします。
- ・施設内で感染症陽性者がいる場合には、一定期間ご面会中止となります。

※看取り介護のご契約者のご面会について

看取り介護同意書にご署名いただいた後は、居室でのご面会となります。サージカルマスク、手袋を着用していただき居室にご案内いたします。また、どなたでもご面会が出来ますが、他のご契約者への配慮から大勢でのご面会は控えていただきます。

3) 差し入れについて

ご契約者の健康状態にて栄養制限等ない限り、食べ物の差し入れの内容について特に制限はいたしません。必ず召し上がった内容・量をスタッフへお伝えください。また、差し入れが多量の場合は、スタッフへ預けていただくことで、おやつ等の時間等に提供させていただきます。季節によって生ものの差し入れは禁止とさせていただきます。

なお、感染症予防期間においては、食べ物の差し入れは禁止とさせていただきます。

他ご契約者及びスタッフへの差し入れ(お裾分け)は厳禁とさせていただきます。

4) 外出・外泊について

外出・外泊をされる場合は、事前にご予定をお知らせください。“外出・外泊届”をご提出いただきます。送迎が必要な場合はご相談ください。

5) 食事について

お食事が不要な場合は、前日までにお申し出いただくことで、そのお食事分の食費が免除されます。

6) 施設・設備の使用上の注意

① 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従ってご利用ください。

② 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられるにもかかわらず、施設・設備を壊したり汚した場合には、ご契約者のご負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

③ ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生の管理上、必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものといたします。ただし、その場合はご契約者のプライバシー等の保護について十分に配慮いたします。

④ 当施設の職員や他のご契約者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことを禁じます。

7) 喫煙

施設内は全面禁煙です。

8. 契約の終了について（契約書 第六章参照）

1) 以下の事項に該当する場合には、当施設との契約を終了し、ご契約者にご退所していただくことになります。

①要介護認定により、ご契約者の心身の状況が自立、要支援、要介護1又は2と認定された方。

但し、要介護1又は2と認定された方のうち、やむを得ない事情により居宅において日常生活を営むことが困難である方（次の「特例入所要件」に該当する方）は契約の継続が可能です。

【特例入所要件】

ア 認知症であり、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。

イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられる。

ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態である。

エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、且つ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である。

②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合。

- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ④当施設が、介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ⑤事業者からご退所の申し出を行った場合。
- i) ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
 - ii) ご契約者による利用料金の支払いが3ヵ月以上遅延し、相当期間を定めたにもかかわらずこれが支払われない場合。
 - iii) ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者若しくは他のご契約者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
 - iv) ご契約者が連続して3ヵ月を超えて病院又は診療所にご入院すると見込まれる場合若しくはご入院された場合。
 - ・ 検査入院、短期入院の場合は、退院後に再び施設に返ることが出来ます。
 - ・ 3ヵ月を超えるご入院の場合若しくは3ヵ月を超えなくとも主治医によりご退院の見通しがつかないと判断された場合、契約は解除となります。但し、ご退院が出来る状態まで回復し、当施設への再入所をご希望される場合には、優先的に再入所が出来るよう配慮します。
 - v) ご契約者が介護老人保健施設にご入所された場合若しくは介護療養型医療施設にご入院された場合。
- ⑥ご契約者からご退所の申し出があった場合。
- i) 介護保険給付対象サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
 - ii) ご契約者が長期入院された場合。
 - iii) 事業者若しくは従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合。
 - iv) 事業者若しくは従事者が守秘義務に違反した場合。
 - v) 事業者若しくは従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
 - vi) 他のご契約者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

2) 円滑なご退所のための援助（契約書 第20条参照）

ご契約者が当施設をご退所される場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑なご退所のために必要な下記の援助をご契約者に対して速やかに行います。

①適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介。

②居宅介護支援事業者の紹介。

③その他保険医療サービス又は福祉サービス提供者の紹介。

※ご契約者が退所後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助に係わる費用として相応する加算額をご負担いただきます。

3) 残置物引取人（契約書 第23条参照）

ご入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて「残置物引取人」を定めていただきます。当施設は残置物引取人に連絡の上、残置物を引き取っていただきます。引き渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人のご負担となります。

9. 入所要件及び入所手続き

1) 入所要件

- ①入所ご希望者本人が介護保険法令に定める要介護者（要介護3～5）と認定されていること。
- ②常時に必要となる医療行為がないこと（酸素療法、点滴、鼻腔栄養、痰吸引、インスリン注射等）。
- ③保証人となる方が存在すること。

2) 入所手続き

横浜市では、市内の特別養護老人ホームへの入所申し込みは一括管理されています。指定の入所申込書にご記入いただき、“特別養護老人ホーム入所申込受付センター”に郵送にて提出することで受理されます。

施設からのお声掛け後、事前調査、入居判定を経て“入居可”判定であれば施設待機者となります。空床発生後、健康診断を受診していただき、大きな問題がなければご入居となります。ご入居日に契約を結び、サービス提供を開始します。

◇特別養護老人ホーム入所申込受付センター

〒233-0002

横浜市港南区上大岡西 1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー 14階

電話：045-840-5817

※再入所について

入院等による契約解除となり再入所をご希望される場合、契約解除後2年以内であれば優先的に再入居していただくことが出来ます。

再入所のお申し出をいただいた後、施設に空床が発生次第にご本人の状態を確認し、大きな問題がなければ再入所とさせていただきます。この場合、契約解除前にご利用いただいていた居室とは別の居室となることがあります。

10. 苦情の受け付けについて

1) 当施設における苦情の受け付け

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付担当：生活相談員 長岡香菜、勝野考成
- 苦情解決責任者：施設長 晝間靖裕
- 苦情受付時間：月曜日～金曜日 10：00～16：00

2) 行政機関その他苦情受付機関

横浜市はまふくコール (苦情相談コールセンター)	所在地：横浜市中区本町6-50-10 電話：045-263-8084 受付時間：平日 8：45～17：15
------------------------------------	---

神奈川県 国民健康保険団体連合会	所在地：横浜市西区楠町 27-1 国保会館 電話：045-329-3447 受付時間：平日 8:30～17:15
鶴見区役所 高齢・障害支援課	所在地：横浜市鶴見区鶴見中央 3-20-1 電話：045-510-1770 受付時間：平日 9:00～17:00
第三者委員 川島志保様（弁護士） 渡辺 健様（法人監事） 小林政晴様（ 〃 ）	電話：045-662-2041 電話：045-575-6278 電話：045-521-5733

3) 苦情受付ボックス（ご意見箱）

事務所受付窓口に設置しています。施設長が定期的にボックス内を確認し回答させていただきます。

1 2. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご契約者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下“業務継続計画”という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- ①事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年2回以上）実施します。
- ②事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 3. 虐待防止に向けた体制等（契約書 第11条参照）

管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとします。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者を配置します。

- ①やまゆりホームでは虐待防止検討委員会を設け、その責任者は管理者とします。
- ②虐待防止検討委員会は、従業者への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行います。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施します。
- ③従業者へ年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を実施します。
- ④虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力します。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、従業者に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。

14. 職場におけるハラスメント

事業者は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

15. その他運営についての留意事項

やまゆりホームは、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備します。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

①事業者は、ご契約者に対する介護に直接携わる従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。

②従業員は業務上知り得たご契約者又はそのご家族の秘密を保持します。その職を退いた後も同様とします。（契約書 第10条参照）

③ご契約者に対する身体的拘束、その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者又は他のご契約者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない身体拘束を行う場合には、記録を記載するなど適正な手続きにより、緊急やむを得ない理由を記録します。（契約書 第9条参照）

④この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、理事長と管理者との協議に基づいて定めるものとします。

16. 非常災害対策

○防災時の対応：自衛消防隊・駒岡町会・駒岡消防署

○防 災 設 備：スプリンクラー設備、消火栓、消火器

○防 災 訓 練：定期開催

○防 災 責 任 者：施設長 晝間靖裕

17. 当法人の概要

法人種別・名称：社会福祉法人 横浜鶴声会

本 部 所 在 地：神奈川県横浜市鶴見区獅子ヶ谷 2-15-18

電 話 番 号：045-583-1833

代 表 者：理事長 晝間靖裕

設 立 年 月 日：昭和57年（1982年）3月29日

運 営 事 業：“やまゆりホーム”の設置運営

横浜市鶴見区獅子ヶ谷 2-15-18

- ・特別養護老人ホーム
- ・短期入所生活介護
- ・介護予防短期入所生活介護
- ・通所介護、
- ・横浜市通所介護相当サービス
- ・居宅介護支援事業所

“横浜市駒岡地域ケアプラザ”の受託運営

横浜市鶴見区駒岡 4-28-5

- ・通所介護
- ・横浜市通所介護相当サービス
- ・居宅介護支援事業所
- ・地域包括支援センター

“えみ保育園”の設置運営

横浜市鶴見区獅子ヶ谷 3-4-32

やまゆりホーム入所にあたり、ご契約者及びご家族等に対して、入所契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明いたしました。

事業者 名 称：やまゆりホーム
所 在 地：横浜市鶴見区獅子ヶ谷 2-15-18

説明者 所属・職名：特別養護老人ホーム・生活相談員
氏 名： ⑩

私は、契約書類により、事業者から 特別養護老人ホーム やまゆりホーム についての重要事項の説明を受け、同意いたします。

令和_____年_____月_____日

ご契約者 住 所：_____
氏 名：_____⑩

身元引受人 住 所：_____
氏 名：_____⑩
続 柄：_____